

『公益法人・一般法人関係法令集』
訂正とお詫び

公益財団法人 公益法人協会

『公益法人・一般法人関係法令集』におきまして、以下の誤り（正の欄、下線部分が抜け）がございましたので訂正いたします。読者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。

訂正箇所	1076 頁 下から8行目
誤	四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。 （1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。 （2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 （3） 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
正	四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。 <u>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</u> （1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。 （2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 （3） 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。